

運宮規程

共生型生活介護

デイサービスほわいと

(事業の目的)

第1条

株式会社ほわいとが、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)に基づき、デイサービスほわいと(以下「事業所」という。)において、適性な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、円滑に運営するとともに、従業者が当該事業所の支給決定を受けた利用者(以下「利用者」という。)に対し、適性な共生型生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

事業所は、利用者が基本的な人権を享有する個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な共生型生活介護の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業所は、利用者の意思決定の支援に配慮するとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って共生型生活介護を提供するよう努めるものとする。

3 事業所は、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害福祉支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者と密接な連携に努めるものとする。

4 事業所は、「障害総合支援法に基づく共生型生活介護事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容の他、関係法令、各市町村で定める内容等を遵守し、共生生活介護を実施する。

(事業所の名称等)

第3条

共生型生活介護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスほわいと
- (2) 所在地 松山市北久米町996-3

(従業者の職種・員数及び職務の内容)

第4条

事業所に勤務する共生型生活介護の従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 常勤か常勤兼務 1名

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 生活相談員 常勤か常勤兼務 2名以上

生活相談員は、利用者及び家族からの相談を受けること、サービスの業務に従事するとともに、サービスの利用の申込みに係る調整の補助を行う。

(3) 看護師 常勤か常勤兼務 1名以上、

看護職員は、利用者の健康管理の業務に当たる。

(4) 介護職員 常勤か常勤兼務 4名以上

介護職員は、利用者の日常生活上の世話又は支援等に当たる。

(5) 機能訓練指導員 常勤か常勤兼務 2名以上

機能訓練指導員は、機能訓練の実施に当たる。

職員は、共生生活介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間等)

第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から土曜日までとし、祝日も営業する。ただし、12月31日から1月3日までは除く。

(2) 営業時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間

午前9時45分から午後5時30分までとする。

(利用定員)

第6条

事業所の共生型生活介護の定員は、指定通所介護サービスと合わせて30名とする。

(共生型生活介護の内容)

第7条

事業所が利用者に提供する共生生活介護の内容は、次のとおりとする。

共生型生活介護

(1) 送迎

(2) 健康チェック

(3) 入浴・食事・排泄等介助

(4) 個別機能訓練

(5) 生活援助

(6) 相談及び援助

(利用者から受領する費用の額等)

第8条

事業所は、共生生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を利用者から受けるものとする。

(1) 事業所は、共生型生活介護を提供した際は、利用者から、市町村が定める負担上限月額（障害者総合支援法施行令第19条第2項に規定する負担上限額をいう。以下同じ。）の範囲内において、共生型生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

(2) 障害者総合支援法の改正により利用料が変更した場合は、通知により報告することで承諾したこととする。

(3) 食事の提供に要する費用（食費）

1日あたり500円に実費負担とする。

(4) 入浴料

1日あたり200円に実費負担とする。

(通常事業の実施地域)

第9条

通常の実施地域は、松山市（北条地区、島しょ部は除く）・砥部町・東温市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条

利用者は、共生型生活介護の利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

秩序に従って相互の親睦を深めること。

配慮すべき健康状態、感染症の有無等について報告すること。

身上に関する重要な事項が生じたときは、速やかに事業所に届け出ること。

(緊急時等における対応方法)

第11条

事業所の従業者は、現に共生型生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状に急変等が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第12条

事業所は、消火設備、その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

2 事業所は、非常災害を備えるため、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行うものとする。

(秘密の保持)

第13条

従業者は、在職中はもとより、離職後においても業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

2 事業は、事業所の従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。

3 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者の同意を得ておかなければならない。

(苦情解決)

第14条

事業所は、その提供した共生型生活介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、苦情解決に関する体制を整備し、掲示する等、利用者等に周知の徹底を図るものとする。

2 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(身体拘束の禁止)

第15条

事業所は、共生型生活介護の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならないものとする。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等、必要な事項を記録するものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第16条

事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講ずる。

- （1）虐待の防止に係る対策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- （2）虐待の防止のための指針を整備する。
- （3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- （4）前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

(事故発生時の対応)

第17条

事業所は、利用者に対する指定障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、事故の状況や事故に対して取った処置等を県及び市町村、当該利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じるとともに、書面として記録するものとする。

2 事業所は、利用者に対する共生型生活介護等の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないものとする。

(記録の整備)

第18条

事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、利用者に対する共生生活介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第19条

事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後2ヶ月以内

② 継続研修 年2回

2 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、株式会社ほわいとと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規定は、令和 7年10月 1日から施行する。

この規定は、令和 8年 2月 1日から施行する。